

けんしんビジネスパートナーシップ

KBP



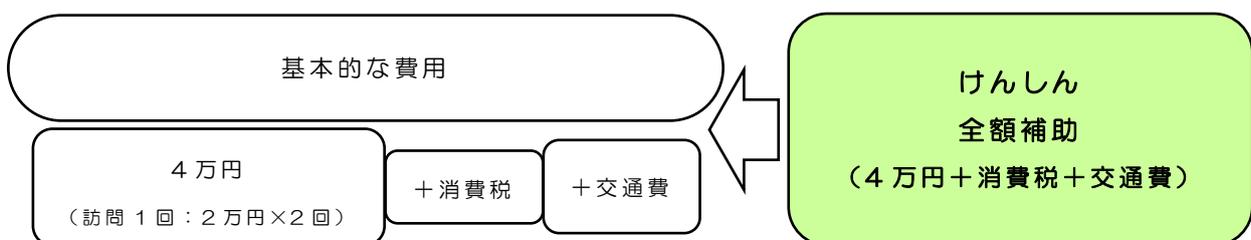
弥彦村と新潟県信用組合は、令和4年9月15日締結の包括連携協定に基づき、新たな取組みとして、弥彦村で事業を創業される方々を対象に、無償で中小企業診断士（外部専門家）による経営相談サービス「けんしんビジネスパートナーシップ」の支援を行います。

➤けんしんビジネスパートナーシップ（KBP）とは？



中小企業診断士がお客様の事業所を訪問し、事前にいただいた創業関連の資料（事業計画書・数値計画）、開業後の実績数値、その他情報等、お客様とのヒアリングをもとに、経営に関するアドバイスを行います。訪問1回目はヒアリング、訪問2回目は報告書をもとに経営に関するアドバイスの実施となります。創業・販路開拓・人材育成・経営財務等、お客様の今後の発展に向けてぜひご活用ください。

➤費用について



本来、お客様が派遣された中小企業診断士に支払う基本的な費用は、4万円（訪問1回につき2万円で2回の訪問を実施）＋消費税＋交通費となります。

本件では、弥彦村で創業される皆様の健全なる発展のため、新潟県信用組合が全額補助を行います。ぜひご相談・ご利用ください。

➤KBP 対象要件について

- (1)「弥彦村創業者支援制度」をご利用の方。
- (2)「弥彦村商工業者チャレンジサポート補助金」制度の（ア：創・開業等支援事業）を申請した方。
- (3)上記（1）（2）の条件を満たす方で、当組合の窓口にて（1）に係る創業関連融資の申込みを行い、借入を実行した方。

➤KBP 支援内容と実施時期について

支援内容 上記要件を満たす創業者に対し、KBP 費用を全額無料とします。

実施時期 当組合からの創業融資実行後となります。

※専門家（診断士）派遣のタイミングはお客様の意向を踏まえ決定いたしますが、原則として融資実行後から3年以内とさせていただきます。

➤その他

- (1) 本 KBP 支援は年間（4/1～翌年 3/31 まで）5 事業者の利用を上限とします。

➤弥彦村からの創業支援内容について

(1) 弥彦村創業者支援制度

融資額の 500 万円までを限度とし、当該資金にかかる負担利子 2%までを融資実行日から3年間、利子補給として弥彦村が負担します。ただし、創業時の1回限り。

(2) 弥彦村商工業者チャレンジサポート補助金（ア：創・開業等支援事業）

- ①事業所等の開設にかかる経費（改修費、設備・機器類購入費）
- ②事業所賃借料（当該年度に係る分のみ）
- ③人材採用に係る経費（リクルートサイト利用料 等）

上記創業に係る経費について、補助率2分の1以内で補助上限額 100 万円（千円未満切り捨て）を弥彦村が補助金としてサポート。

【詳しくは弥彦村役場：観光商工課へお問い合わせください】

〒959-0392

新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 番地

弥彦村役場 観光商工課 (0256)-94-1025 FAX(0256)-94-5151

e-mail : kankou@vill.yahiko.niigata.jp

詳しくはけんしん窓口・営業担当にお問い合わせください。



取扱店

電話番号

新潟県信用組合

担当

<http://www.niigata-kenshin.co.jp/>

（令和 7 年 8 月 25 日現在）